

就農支援資金について

就農支援資金は、新たに農業を始めようとする青年等や農業法人等に就農しようとする青年、農業の経験がない人を新たに採用しようとする農業法人等が作成した「就農計画」を都道府県知事が「就農促進方針」に照らして認定し、資金の面からサポート（無利子資金を貸付け）するものです。

区 分		就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の種類		農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金 授業料、教材費、視察研修旅費、滞在費、パソコン等研修用機器など	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金 住居移転費(引越代、敷金・礼金等)、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費など	農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入等に必要な資金 施設・機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費、家畜購入費、各種修繕費・リース料など
貸付主体		都道府県青年農業者等育成センター		・農協・銀行等の金融機関 ・都道府県青年農業者等育成センター
貸付対象		就農希望者(個人)又は農業法人等(経営体)		就農希望者(個人)
貸付限度額		<ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校等 5万円/月 ・先進農家等(国内外) 15万円/月 ・指導研修(青年) 200万円 	200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・青年() 2,800万円及びそれを超える額について、900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額 ・中高年() 1,800万円及びそれを超える額について、900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額 就農5年度目まで
償還(据置)期間	青年	12(含据置4)年以内 (条件不利地域20(9)年以内)		12(含据置5)年以内
	中高年	7(含据置2)年以内 (条件不利地域12(5)年以内)		
債務保証制度適用の有無		な し		農協・銀行等の金融機関が貸し付ける資金について、農業信用基金協会の債務保証の対象

青 年：40歳未満の者

中高年：65歳未満の者